

---

# 平成24年第2回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

---

平成24年6月11日(月)

---

## 1. 議事日程第1号

平成24年6月11日(月) 午前10時開議(開会)

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
  - 第3 議長の諸般の報告
  - 第4 議案の上程(議案第43号から議案第58号並びに報告第1号から報告第3号)
  - 第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
  - 第6 請願並びに陳情の上程(請願1件、陳情6件)
  - 第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 第8 質疑・討論・採決(専決処分10件)
- 

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
  - 日程第3 議長の諸般の報告
  - 日程第4 議案の上程(議案第43号から議案第58号並びに報告第1号から報告第3号)
  - 日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
  - 日程第6 請願並びに陳情の上程(請願1件、陳情6件)
  - 日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 日程第8 質疑・討論・採決(専決処分10件)
- 

出席議員(16名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 廣 澤 俊 幸 | 2 番 | 大 谷 徹 子 |
| 3 番 | 宿 利 忠 明 | 4 番 | 石 井 龍 文 |
| 5 番 | 中 川 英 則 | 6 番 | 菅 原 一   |

7 番	河野博文	8 番	尾方嗣男
9 番	秦時雄	10番	松本義臣
11番	宿利俊行	12番	清藤一憲
13番	藤本勝美	14番	片山博雅
15番	繁田弘司	16番	高田修治

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大蔵順一	議事係長	小野英一
------	------	------	------

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	教育長	本田昌巳
総務課長	帆足博充	まちづくり 推進課長	麻生太一
環境防災課長兼 基地対策室長	中島圭史	税務課長	帆足浩一
福祉保健課長	日隈桂子	住民課長	本松豊美
建設水道課長兼 公園整備室長	平井正之	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	梅木良政
商工観光振興 課長	村木賢二	会計管理者兼 会計課長	横山弘康
人権同和啓発 センター所長	山本五十六	教育総務課長	穴本芳雄
学校教育課長	米田伸一	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河島公司
行政係長	石井信彦		

---

上程議案

議案第43号	専決処分の承認を求めることについて（その1） 玖珠町税条例の一部を改正する条例
議案第44号	専決処分の承認を求めることについて（その2） 玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第45号	専決処分の承認を求めることについて（その3） 玖珠町基金条例の一部を改正する条例
議案第46号	専決処分の承認を求めることについて（その4）

	平成23年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）
議案第47号	専決処分の承認を求めることについて（その5）
	平成23年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第48号	専決処分の承認を求めることについて（その6）
	平成23年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第5号）
議案第49号	専決処分の承認を求めることについて（その7）
	平成23年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第50号	専決処分の承認を求めることについて（その8）
	平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第51号	専決処分の承認を求めることについて（その9）
	平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
議案第52号	専決処分の承認を求めることについて（その10）
	平成23年度玖珠町水道事業会計補正予算（第5号）
議案第53号	辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定について
議案第54号	辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の変更について
議案第55号	住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に伴う条例の制定について
議案第56号	玖珠町老人及び重度障害者等介護手当支給条例の一部を改正する条例について
議案第57号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第58号	平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）
報告第1号	平成23年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	平成23年度玖珠町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

---

午前10時00分開議（開会）

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、お願い申し上げます。

玖珠町の童話祭にもお見えいただいた、ひげの殿下の愛称で親しまれ、一方、福祉の現場監督を自認し、障害者福祉、がん撲滅運動などに力を尽くされました三笠宮寛仁様が薨去されました。ここに黙祷を捧げ、哀悼の意を表したいと思っております。ご冥福をお祈りいたしたいと存じます。皆様、ご起立をお願いいたします。

（全員起立）

○議 長（高田修治君） 黙禱。

(黙禱)

直れ。ありがとうございます。ご着席ください。

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成24年第2回玖珠町議会定例会は成立いたしました。

よって、ここに開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

7番 河野博文君

9番 秦時雄君

の2名を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

○議長（高田修治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長宿利俊行君。

○議会運営委員長（宿利俊行君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

平成24年第2回玖珠町議会定例会の開会に当たり、6月4日に議会運営委員会を開催いたしました。

今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日6月11日から6月22日までの12日間といたしたいと思っております。

今期定例会に上程されます議案は、専決処分の承認を求める案件10件、辺地に係る総合整備計画の策定案件1件、辺地に係る総合整備計画の変更案件1件、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件1件、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更案件1件、平成24年度玖珠町一般会計補正予算案件1件の16議案と、平成23年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告案件1件、平成23年度玖珠町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告案件1件、平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告案件1件でございます。

また、今議会に2月29日以降受理した請願・陳情を含めた請願1件と陳情6件が提出されています。  
なお、議案第43号から議案第52号までの10議案は、専決処分の承認を求める案件であります。議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で質疑、討論、採決をお願いいたします。

次に、本定例会の一般質問者は7名であります。したがって、一般質問は18日に5名、19日に2名の2日間の日程で行いたいと思います。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（高田修治君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日6月11日から6月22日までの12日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日6月11日から6月22日までの12日間と決定いたしました。

### 日程第3 議長の諸般の報告

○議長（高田修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

去る5月22日、大分県町村議会議長会役員会が日出町で開催されました。平成24年度の事業計画や町村議会議員研修会など、協議3件、報告5件について審議し、いずれも全会一致で承認いたしました。

5月29・30日に、第37回町村議会議長・副議長研修会が東京メルパルクホールで開催されました。

29日は、中央大学名誉教授今村都南雄氏をコーディネーターに、明治大学政治経済学部教授牛山久仁彦氏ほか3名の大学教授をパネラーに、「今後の町村議会のあり方と自治制度」のシンポジウムが開催されました。

30日には、「日米文化比較論」をテーマに山形弁研究家ダニエル・カール氏、「議員健康管理術」をテーマに東京医科歯科大学名誉教授藤田紘一郎氏の講演があり、両日を通して具体的事例を含めた意義深い研修となりました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

### 日程第4 議案の上程

（議案第43号から議案第58号並びに報告第1号から報告第3号）

○議長（高田修治君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第43号から議案第58号までの16議案について一括上程したいと思

いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第43号から議案第58号までの16議案につきましては、一括上程することに決定いたしました。

## 日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明

○議 長（高田修治君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに提案理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

本日ここに平成24年第2回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、提案いたしております諸議案の説明と町政諸般の報告を申し述べまして、議員各位のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

先ほど議長のほうから黙祷を捧げさせていただきしたけれども、今月6日、三笠宮寛仁親王殿下のご薨去の報に接しまして、町民とともに謹んで哀悼の意をあらわすものでございます。

殿下は、皇族として、障害者福祉やスポーツ振興など、さまざまな分野にわたり多大な貢献をなされており、国民から親しみと深い敬愛の念を抱かれていました。

先ほども議長のほうからありましたように、玖珠町とも深いご縁がありまして、昭和60年に殿下をお迎えいたしまして第26回日本童話祭が盛大に開催され、天候にも恵まれ、約5万人の人出で賑わったことが当時の町報に殿下のお写真とともに記事が掲載されております。

このことから、庁舎町民ホールに弔問記帳所を開設いたしまして、受け付けを行っているところでございます。

誠に痛惜の思いにたえませんが、ご皇族を初めご近親の方々の深いお悲しみをお察し申し上げ、寛仁親王殿下のご冥福を心からお祈り申し上げます。

報告・説明の前に、国の政治状況でございますが、野田再改造内閣が4日、正式に発足いたしました。改造では、5閣僚を新任し、13閣僚が留任するものでありましたが、野田首相は社会保障と税の一体改革関連法案の成立に向け、「全身全霊を傾け、1日1日大事な決断をしていく」との決意を表明いたしました。

民主・自民・公明3党は、7日の幹事長会談で修正協議に入ると正式に合意し、8日に協議を始めました。

社会保障と税制の2分野で議論し、党首会談での決着を含め、15日までの合意と21日の今国会会期末までの衆院採決を目指すこととされ、消費税政局がいよいよ大詰めを迎えています。

現行の国と地方の行政の枠組みにおいても、行財政運営に直結する消費税につきましては、まさに重大な課題であり、政治と経済、国と地方の視点から、国会論議を注視し、町の財政を左右する税制の決着について、その動向を見極めていきたいと思っております。

それでは、3月議会定例会以降の町政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、役場組織の機構改革と庁舎1階南フロアの改築についてであります。

行政サービスの向上を目指しまして、役場の機構を4月1日から改編いたしました。

課の設置では、商工観光振興課を新たに設置し、学校教育課を教育総務課と学校教育課に再編いたしました。商工観光振興課に商工観光係と企業立地係、教育総務課には総務企画係、学校教育課に学務係と指導係を配置しています。

また、住民課の住民係が総合窓口係に、福祉保健課の介護保険係が高齢者支援係と名称の変更を行い、福祉保健課の健康対策係がメルサンホールから役場庁舎への配置を変更いたしました。

また、庁舎1階南フロアの改修では、総合窓口の設置とフロアの改修を行い、5月7日からオープンして業務を行っております。

総合窓口では、総合案内、証明書の発行、その他業務の受け付けを行っております。

フロアの改修の内容といたしましては、窓口はすべてローカウンターで、間仕切りを設けてプライバシーの確保を図り、番号発券機を設置して、整理券により目的の窓口にわかりやすくご案内できるようにしました。

また、快適な空間づくりとして、童話の里をイメージしたフロアデザイン、窓口は色で区別し、課名ではなく目的別表記に変更して、わかりやすい窓口といたしました。

課の配置についても、正面玄関から住民課、福祉保健課、税務課と並び、配置を変更し、授乳室やキッズコーナーも設置いたしました。

これからも、町民の皆様によりわかりやすく、使いやすく、手続きが早く終わる窓口を目指し、「仏をつくって魂を入れず」にならないように、サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、久留島武彦研究所の開設についてであります。

4月から、近代文学の研究者で久留島武彦研究者でもある金成妍先生を所長としてお迎えいたしまして、玖珠町久留島武彦研究所を開設いたしました。

研究所は、久留島武彦翁の足跡をたどり、資料の収集・整理のほか、講座や講演会の開催、関連する出版物の発行も行い、町内外への情報発信を行っていききたいと思っております。

次に、第63回日本童話祭についてであります。

大型連休の3日から5日にかけて、第63回日本童話祭と協賛行事が行われました。

3日から5日にかけて、童話の里青少年スポーツ大会を行いました。8競技に町内外から1,691名の選手が参加し、今年は総合運動公園も会場として使用され、多くの子供たちでにぎわいました。

4日には、第29回全国児童生徒俳句大会・おとぎ登山・久留島武彦顕彰式・語り部大会が開催されました。

児童生徒俳句大会には、全国から1万6,281句の応募があり、その中から入賞を25句を、表彰させていただきました。来年は30回を迎え、全国に向けてさらなる呼びかけを予定しております。

おとぎ登山では180名の参加があり、11の関所をめぐり、頂上を目指しました。

午後から行われた語り部大会には、県内外から小学生8名、大人8名、計16名の演者が、それぞれの持ち味を存分に発揮され、熱弁をされたところでございます。

そして5日には、恒例の日本童話祭が、好天にも恵まれ、約5万人の人出で、盛会のうちに開催されました。昨年は震災のため中止となった仮装パレードやおとぎ劇場も、例年どおり盛大に行われました。

今年も多くの方のボランティアの協力のもと、無事終了することができました。参加いただいた議員の皆様をはじめ多くの団体・関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、森自治会館の落成について申し上げます。

4月30日、森地区の皆さんの念願でありました森地区の自治会館の落成式が、地元コミュニティ運営協議会によりとり行われました。

昨年7月に、特定防衛施設周辺整備調整交付金1億3,000万円を活用し、本体建設工事に着手いたしました。外観は、旧森地区の街並みの景観に配慮しました和風のデザインとし、内部では、150人収容の大ホールのほか、研修室や談話室、調理実習室、母子サロンと、地域の皆さんの意見を可能な限り取り入れております。

今後は、交流活動拠点として、地域に愛される施設として、活用されることを期待しております。

次に、平成24年度地区自治委員会議の開催についてであります。

4月23日より、4地区自治会館において、自治委員会議を開催いたしました。本年度の施政方針の説明と、町政懇談会では、各自治委員の方々より地域のさまざまなご意見をいただきました。取りまとめができ次第、広報で町民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

今後は、自治委員の皆さんのご協力をいただきながら、スムーズな行政運営と地域課題の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、第55回日本ばら切花品評会、農林水産大臣賞の受賞についてであります。

今年5月に開かれた国内最大の品評会、第55回日本ばら切花品評会で、玖珠町岩室のメルヘンローズが開発・育成いたしましたオリジナルの品種「M-ヴィンテージレッド」が、373点の中、最高の農林水産大臣賞を受賞いたしました。特徴といたしましては、色は深紅で、上部で数多く分岐して花をつけるというスプレータイプで、一輪物のような花の大きさがあることが評価を受けました。

大分県でのバラの受賞は初めてであり、7月に東京で開催される日本ばら切花協会総会で表彰がとり行われる予定でございます。

また、この秋には、オランダのフェンロー市で、10年に一回開かれる2012年国際園芸博覧会にも出品予定とのことであります。是非とも「世界で評価されるバラ」になることを期待しております。

次に、玖珠町総合運動公園についてであります。

4月1日、総合運動公園がオープンいたしました。陸上競技場、テニスコート、多目的グラウンドの3施設を、町内外の多くの皆様が大会や練習等で予想を上回る利用があり、大変好評をいただき喜ばれたところでございます。

平成15年度に事業に着手いたしました、玖珠町総合運動公園整備事業は本年度で10年目を迎えております。昨年度までに陸上競技場、テニスコート、多目的グラウンドが完成し、3月24日には、完成を祝いまして、議員の皆様を初め多くのご来賓をお迎えいたしまして、町内のスポーツ団体関係者や地域住民の皆様、約800名の皆様に記念式典が開催されました。

本年度から、野球場、クラブハウスなどの建設にかかり、平成25年度の完成を目指しまして事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

次に、5月27日に実施されました第63回万年山山開きとミヤマキリシマの群生地について申し上げます。

今年、3年ぶりの実施となりました第63回山開きは、県内外から多くの登山者、家族連れが訪れていただき、万年山の雄大な自然環境や、きれいに咲き誇ったミヤマキリシマを鑑賞していただきました。特に、通称「お花畑」と呼ばれているミヤマキリシマの群生地につきましては、一昨年より環境整備に力を入れ、群生地の鑑賞面積を拡大することができましたので、福岡県域の放送局などに情報提供するなど、新たな玖珠町の観光スポットとして情報発信を始めたところでございます。ぜひ一度、ミヤマキリシマの群生地、時期に現地に行ってください、見ていただきたいと思っております。本当に感動するんじゃないかと思っております。

次に、北山田簡易水道の水路トンネル工事についてであります。

北山田簡易水道は、北山田地区の皆様、約1,200名の飲料水となっております。その原水となっております津多里水路のトンネルが、昨年7月、崩壊いたしました。取水できない状況でありました。その後は、深井戸からの取水で供給を行ってまいりましたが、安定供給のため、トンネルのバイパス事業を実施し、本年5月25日に長さ36メートルのバイパストンネルが完成いたしました。5月29日には取水を開始いたしまして、安定的な原水の確保を行うことができました。これからも清浄な飲料水の安定供給に努めてまいりたいと思っております。

次に、中学校再編についてであります。

ご存じのとおり、学校は一定の集団を前提としております。しかし、過疎化や少子化の進行により生徒数は激減し、教科指導や生徒指導、部活動、職員配置など大きな支障を来しております。

このことから、諮問機関、学校教育審議会に諮り、平成8年3月の答申を受けて、7校を2校に再編する、全生徒数が500人を1校にすることを視野に入れて検討してまいりましたが、関係者の同意を得られず、平成13年に一旦凍結し、今日に至っております。

しかし、その後、生徒数はいよいよ減少し、最盛期の5分の1を割り、本年度は447人となり、いよいよ深刻となってまいりました。

昨年度、再度、総合教育審議会に諮り、8月に「7校を1校にする」、「早期の再編が望ましい」

という答申をいただきました。現在、その方向で鋭意検討しております。建設場所・通学手段等につきまして、まとめ次第、校区説明会を実施し、速やかに議会にお諮りしたいと考えております。

次に、全国高等学校総合体育大会ホッケー競技大会についてであります。

5月21日に、平成25年8月に玖珠・九重を会場として開催される全国高等学校総合体育大会ホッケー競技大会の玖珠九重実行委員会設立総会第1回総会が行われました。大会には、全国から選手・役員約800名と、約1万人近い期間中の来場者が予想されます。

大会は、「吹きわたれ 若人の風 北部九州へ」をスローガンに、北部九州4県で全29競技31種目が開催されます。全国から訪れる方々を「おもてなしの心」で迎え、町民も来場者も一緒に感動を味わえるような大会にしたいと考えております。ご支援のほど、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わりました。今議会に提出しております議案16件、報告3件について、順を追って提案理由を説明いたします。

それでは、本日ご提案申し上げました16議案について、提案理由を申し上げます。

お手元の議案集をお開きください。

まず、議案第43号から議案第52号までの10議案は、専決処分の承認を求めるものでございます。

いずれの案件も、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、各議案について、順を追って提案理由の説明を申し上げます。

議案集の1ページ目から6ページ目をお開きください。

議案第43号は、専決処分の承認を求めることについて（その1）玖珠町税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、社会保障の安定財源の確保を図るなど、税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、宅地などの負担調整の特例、東日本大震災関連の住宅借入金等特例税額控除の適用期間等の特例によるものであります。

別冊参考資料の1ページから10ページ目にかけて玖珠町税条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。

次に、議案集の7ページ、8ページ目をお開きください。

議案第44号は、専決処分の承認を求めることについて（その2）玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に関する譲渡期限の延長の特例に関する法律の施行に伴う条例の一部を改正するものであります。内容につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用財産に係る譲渡期限の特例期間を、現行3年から7年に延長するものなどであります。

別冊参考資料の11ページ目に玖珠町国民健康保険税条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご

覧ください。

議案集の9ページ目をお開きください。

議案第45号は、専決処分の承認を求めることについて（その3）玖珠町基金条例の一部を改正する条例であります。

本案は、玖珠町基金条例に定める設置目標を達成したため、条例の一部を改正するものでございます。内容については、介護従事者処遇改善臨時特例交付金交付要綱における交付の条件として、「市町村は平成23年度までに基金を解散するものとする」とされており。介護従事者処遇改善臨時特例基金を削除するものであります。

別冊参考資料の12ページ目に玖珠町基金条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。議案集の10ページ目をお開きください。

次に、専決した予算関係の7議案について説明申し上げます。

いずれも、議案の予算書は別冊となっております。

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（その4）平成23年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）でございます。

まず、予算書の1ページ目をお開きください。

一般会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,733万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ83億7,776万4,000円といたすものでございます。

予算書の8ページ目をお開きください。

地方債補正につきましては、飲料水供給施設整備事業などの事業費確定により、地方債限度額を減額補正したものでございます。

続きまして、歳入の補正について、主なものについて説明を申し上げます。

予算書の13ページ目をお開きください。

2款2項1目自動車重量譲与税であります。交付金の決定に伴い、246万4,000円の増額を行うものでございます。

14ページ目をお開きください。

6款1項1目地方消費税交付金1,321万9,000円の減額であります。交付金の決定に伴い減額計上を行うものでございます。なお、補正後の額は1億6,208万1,000円でございます。

15ページ目をご覧ください。

11款1項1目地方交付税6,248万4,000円の増額は、普通交付税の決定額及び特別交付税の決定額の一部を計上したものでございます。

16ページ目をお開きください。

15款1項1目民生費国庫負担金5,710万6,000円の減額は、子ども手当給付費など事業費確定により減額を行うものでございます。

19ページ目をお開きください。

16款2項4目労働費県補助金1,556万9,000円の減額は、緊急雇用対策事業などの事業費確定により減額計上を行うものでございます。

16款2項5目農林水産業費県補助金3,245万2,000円の減額は、低コスト肉用牛大規模経営体育成事業などの事業費確定により減額を計上するものでございます。なお、補正後の予算額は2億7,138万4,000円でございます。

21ページ目をお開きください。

19款1項1目繰入金3,281万円の減額は、企業立地助成事業の充当財源である地域振興基金の繰り入れなどを減額するものでございます。

次に歳出であります、23ページ目をお開きください。

歳出の補正につきましては、事業費の確定及び基金の調整が主なものでございます。

23ページ目をご覧ください。

2款1項1目一般管理費999万6,000円の減額については、産休代替臨時職員一般賃金の執行額確定などによるものでございます。

25ページをお開きください。

2款1項15目自治振興費1,610万1,000円の減額については、旧玖珠自治会館解体事業や森自治会館建設事業の本体工事分の事業費確定などによる減額でございます。

26ページ目をお開きください。

3款1項3目障害者福祉費2,759万円の減額については、自立支援医療給付事業などの事業費確定による減額でございます。

28ページ目をお開きください。

3款3項4目子ども手当費につきましては、4,834万3,000円の減額を行い、補正後の予算額は2億4,343万1,000円でございます。

子ども手当事業費につきましては、年度途中で支給額の制度改正が行われ、今回、事業費確定により減額計上を行うものでございます。

29ページ目をご覧ください。

4款1項2目予防費1,912万2,000円の減額については、予防接種事業や子宮頸がん等ワクチン接種促進事業などの事業費確定による減額でございます。

30ページ目をお開きください。

6款1項4目畜産業費4,676万9,000円の減額については、低コスト肉用牛大規模経営体育成事業などの事業費確定による減額でございます。

32ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費3,045万の減額につきましては、工場立地助成事業の事業費確定により減額を行うものでございます。

36ページをお開きください。

13款3項4目減債基金費5,002万8,000円の増額については、今後の地方債の適切な管理・償還財源確保のための減債基金への基金積み立てを行うものでございます。

また、6目地方振興基金費1億5,006万の増額につきましては、将来のまちづくりの発展に寄与する社会資本整備の財源確保のため、地域振興基金へ積み立てを行うものでございます。

以上が一般会計補正予算（第6号）の主なものでございます。

議案集11ページ目をお開きください。

議案第47号は、専決処分の承認を求めることについて（その5）平成23年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。

予算書の1ページ目をお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47万5,000円といたすものでございます。

補正の内容は、元利収入の計上に伴う基金積立金の増額計上を行うものでございます。

議案集の12ページ目をお開きください。

議案第48号は、専決処分の承認を求めることについて（その6）平成23年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。

予算書の1ページ目をお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,685万6,000円といたすものでございます。

補正の内容は、事業の確定に伴う減額でございます。

議案集の13ページ目をご覧ください。

議案第49号は、専決処分の承認を求めることについて（その7）平成23年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。

予算書の1ページ目をお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,528万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,211万6,000円といたすものでございます。

補正の内容は、歳入では事業などの確定に伴う保険税、国庫支出金の増額及び繰入金金の減額など、歳出では保険給付費の減額などが主なものでございます。

議案集14ページ目をお開きください。

議案第50号は、専決処分の承認を求めることについて（その8）平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。

予算書の1ページ目をお開きください。

保険事業の補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,375万9,000円といたすものでございます。

次に、介護サービス事業の補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,207万9,000円といたすものでございます。

いずれも基金利子の収入計上と基金積立金の増額の計上であります。

議案集15ページ目をご覧ください。

議案第51号は、専決処分の承認を求めることについて（その9）平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。

予算書の1ページ目をお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,216万8,000円といたすものでございます。

補正の内容は、歳入での医療保険料の減額補正と、歳出では広域連合納付金の減額補正であります。

議案集16ページ目をお開きください。

議案第52号は、専決処分の承認を求めることについて（その10）平成23年度玖珠町水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。

予算書の1ページ目をお開きください。

今回の補正は、収益的収入において、受託給水工事の確定に伴う工事代金の減などによる事業収益の減額計上として325万5,000円を行うものでございます。

また、収益的支出においては、受託給水工事の確定に伴う工事費などの減による事業費用の減額計上として280万7,000円を行うものでございます。

以上10議案は、地方自治法の規定により、いずれも専決処分させていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案集17ページ、18ページをお開きください。

議案集17ページの議案第53号は、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定についてでございます。

議案集18ページの議案第54号は、辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の変更についてでございます。

いずれも、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、計画の策定及び変更を行うものでございます。

別冊参考資料の14ページ、15ページが山浦辺地の総合整備計画書と、16ページから18ページにかけては大野原辺地の総合整備計画書に計画内容を明記してございますので、ご覧ください。

議案集19ページ目をお開きください。

議案第55号は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の制定についてでございます。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するもので、外国人登録制度の廃止による手数料条例と国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

別冊参考資料の19ページ目に手数料条例、20ページに国民健康保険条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。

議案集20ページ、21ページをお開きください。

議案第56号は、玖珠町老人及び重度障害者等介護手当支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、在宅の介護者に対する手当を増額するとともに、介護保険法の施行などに伴う用語の変更を行うものでございます。

別冊参考資料の21ページ目から24ページに玖珠町老人及び重度障害者等介護手当支給条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。

議案集22ページをお開きください。

議案第57号は、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

本案は、外国人登録法の廃止に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものでございます。

別冊参考資料集の25ページに大分県後期高齢者医療広域連合規約の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。

次に、議案第58号は、平成24年度玖珠町一般会計補正予算でございます。

予算書は別冊となっております。

まず、予算書の1ページ目ではありますが、一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,987万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ85億8,987万3,000円といたすものでございます。

2ページ目をお開きください。

2ページ目の第1表歳入歳出予算補正であります。畜産振興対策や防災対策など、まちづくりの振興や安心・安全なまちづくり対策を緊急的に実施すべき事案について予算計上を行っております。

4ページ目をお開きください。

歳入の主なものといたしましては、事業実施に伴う県支出金及び所要財源の確保による繰入金などが主なものでございます。

県支出金は、養豚経営体質強化事業などにより1,590万7,000円の増額になり、補正後の額は8億7,614万1,000円でございます。

繰入金につきましては、6月補正所要財源確保のため、基金繰り入れを計上するものでございます。  
6ページ目をお開きください。

歳出につきましては、先ほど述べましたとおり、緊急的に取り組むべきまちづくり振興事業や安全・安心まちづくり対策などの予算計上を、総務費、農林水産業費、土木費、消防費を中心に予算計上を行っております。

総務費は、玖珠自治会館駐車場整備事業や旧森自治会館解体事業の実施設計などの計上によりまして648万9,000円の増額としております。補正後の額は13億3,516万3,000円となっております。

7ページ目をお開きください。

農林水産事業費につきましては、養豚経営体質強化対策事業の計上などによりまして2,490万9,000円を増額しまして、補正後の額は7億5,113万9,000円となっております。

9ページ目をお開きください。

9ページの第2表債務負担行為につきましては、固定資産土地評価メンテナンス業務委託を複数年数行うため、債務負担行為の限度額設定を行うものでございます。

10ページ目をお開きください。

第3表地方債補正につきましては、街なみ環境整備事業など事業費増額に伴う町負担額を、地方債補正を行うものでございます。

続きまして、歳入の補正の主なものについて説明を申し上げます。

予算書の14ページをお開きください。

歳入では、県支出金、寄附金、繰入金が主なものでございます。

16款2項5目農林水産業費県補助金1,406万7,000円につきましては、養豚経営体質強化対策事業の事業実施などにより、その県補助金を計上したものでございます。

15ページをご覧ください。

18款1項1目一般寄附金100万円につきましては、町内団体からの寄附金申し入れにより、その額を計上するものでございます。

19款1項1目繰入金2,787万1,000円につきましては、緊急的に実施するまちづくり振興事業や安全・安心まちづくりの対策などの所要財源の確保のため、財政調整基金の繰り入れなどを計上したものでございます。

次に歳出であります。歳出の補正につきまして、各自治会館整備事業、畜産振興対策事業及び防災対策事業などが主なものでございます。

17ページをお開きください。

2款1項15目自治振興費352万7,000円につきましては、玖珠自治会館駐車場設計業務委託や八幡自治会館トイレ改修工事などの計上となっております。

20ページ、21ページをお開きください。

6款1項4目畜産業費2,204万9,000円につきましては、養豚経営体質強化対策事業などの予算計上

を行ったものでございます。

23ページをお開きください。

8款4項1目都市計画総務費236万5,000円につきましては、街なみ環境整備事業の事業実施に伴い、ポケットパーク整備実施設計委託業務などを予算計上するものでございます。

24ページをお開きください。

9款1項4目消防防災費202万1,000円につきましては、昨今の自然災害などを受け、本町においても不測の事態に備え、災害対策を緊急的に実施するものでございます。具体的には、全戸に配布する地域防災計画ダイジェスト版の印刷や防災士育成関連経費を予算計上し、玖珠町の安全・安心なまちづくりを推進するものでございます。

以上が一般会計補正予算（第1号）の主なものでございます。

議案集24ページをお開きください。

次に、報告3件についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成23年度玖珠町一般会計、簡易水道特別会計、介護保険事業特別会計における繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告いたすものでございます。

まず、報告第1号、平成23年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてでございます。

25ページをご覧ください。

繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

内容は、地上デジタル放送共聴施設整備事業など9件でございまして、翌年度繰越額の合計が2億479万2,000円となっております。

本年度の繰越事業については、米軍射撃訓練による特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加交付による交付金事業が7件、国の補助・交付金の追加交付による総合運動公園事業の繰越による事業実施が主なものとなっております。

議案集の26ページをお開きください。

次に、報告第2号、平成23年度玖珠町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書報告についてでございます。

議案集27ページに繰越計算書を掲載しております。

内容につきましては、北山田津多里水路トンネル災害復旧工事でございます。翌年度繰越額の合計が1,388万7,000円となっております。

本事業は、北山田簡易水道の水源である津多里水路トンネル工事で、人力による岩掘削を行うものであります。工事施工に入り、目視以上に岩質が固く、計画どおりの作業ができなかったことにより、年度内工事完成が困難な状況となったため、繰越を行ったものでございます。

なお、本事業につきましては、その後、工事の工程進捗が計画どおりに行われ、5月末に工事完成を行っております。

議案集28ページ目をお開きください。

次に、報告第3号、平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についてでございます。

議案集29ページに繰越計算書を掲載しております。

内容につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修事業でございます。

翌年度繰越額の合計が247万6,000円となっております。

本事業は、介護保険において介護報酬の改定が行われ、介護保険システムの改修が必要となり、3月の実施の予定でありましたが、随時様式改正などによる仕様の変更が行われ、プログラム開発に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

以上、玖珠町一般会計、簡易水道特別会計、介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

以上、専決処分の承認を求める案件10件、辺地計画の策定・変更案件2件、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件1件、規約の変更案件1件、平成24年度補正予算案件1件の計16議案と報告案件3件を上程させていただいたところでございます。

議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重にご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高田修治君） 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明を終わります。

なお、冷房のほうは調整がこういう調整しかできませんので、上着を脱ぐ方はどうぞ遠慮なく脱いでいただきたいと思います。調節をお願いいたします。

## 日程第6 請願並びに陳情の上程（請願1件、陳情6件）

○議長（高田修治君） それでは、日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付しています文書表のとおり、請願1件、陳情6件が提出されております。

これを上程いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情6件は上程することに決しました。

ここで、請願第2号について紹介議員の説明を求めます。

紹介議員5番中川英則君。

○5番（中川英則君） 平成24年5月16日、玖珠町議会、議長高田修治殿。

人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出に関する請願書。

紹介議員中川英則。

請願者、大分県玖珠郡玖珠町大字帆足一七三、玖珠郡教育会館内、大分県教職員組合玖珠支部、執行委員長、穴井有司。

玖珠町公立小中学校PTA連合会、会長、梅木和生。

他、玖珠町小中学校PTA小中学校会長一同。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

請願内容につきましては、一人一人の子供たちの実態に応じたきめ細やかな対応ができるように学級規模を引き下げることと、三位一体改革により国が地方に対して教育に係る財源の負担率を2分の1から3分の1に引き下げております。その復元を求めるために、下記内容を地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書の提出を要請するものであります。

その内容につきましては、1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するために30人以下学級とすること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上であります。

○議長（高田修治君） これで紹介議員の説明を終わります。

#### 日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長藤本勝美君。

○基地対策特別委員長（藤本勝美君） 基地対策特別委員会報告。

平成24年第1回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告します。

5月16日、執行部出席のもと、基地対策特別委員会を開催いたしました。

防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画に基づいた玖珠駐屯地の現状把握について。

平成24年度中に第4師団の即応近代化改編が実施予定であります。玖珠駐屯地においても第4戦車大隊の2個戦車中隊が廃止され、隊員の定数が100人削減されることになっている。しかし、玖珠駐屯地の実隊員数は機密事項であり、実態把握はできない状況にある旨の回答がありました。

防衛省などへの町及び議会による合同陳情について。

本年度、防衛省などへの合同陳情については昨年同様、政府の予算編成及び各省からの予算要求の締め切りが8月末となっており、その前の7月に実施することにしました。

昨年は、7月12日、九州防衛局並びに西部方面総監部、7月20日、21日に防衛省。

合同陳情の内容については、基地対策特別委員会と執行部との協議の中で決定していくことといた

しました。

また、合同陳情規模について、九州防衛局並びに西部方面総監部に基地対策特別委員会全員と執行部で、防衛省には正副議長、基地対策特別委員会正副委員長と執行部で行うことにいたしました。

その他。

本年は、日出生台演習場の使用協定が更新、5年を迎えて、される年であります。執行部より、その地元説明会が6月6日、もう既にありましたが、夜、大分県（4者協）を中心に実施することの説明会がありました。基地対策特別委員会もオブザーバーとして出席をいたしました。

更新協定内容。

日出生台演習場の使用に関する協定。

前回の協定日、平成19年9月17日。

相手先、陸上自衛隊西部方面総監部。

協定者、大分県知事、由布市長、九重町長、玖珠町長。

立会者、九州防衛局長。

日出生台演習場の米軍使用に関する協定。

前回の協定日、平成19年11月1日。

相手先、九州防衛局長。

協定者、大分県知事、由布市長、九重町長、玖珠町長。

立会者、陸上自衛隊西部方面総監部。

委員会としては、基地問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることを決しました。

以上です。

○議 長（高田修治君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総合運動公園調査検討特別委員会委員長報告を求めます。

総合運動公園調査検討特別委員会委員長藤本勝美君。

○総合運動公園調査検討特別委員長（藤本勝美君） 総合運動公園調査検討特別委員会報告。

平成24年第1回玖珠町議会定例会において、総合運動公園調査検討特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けました件につきまして、その結果を報告します。

5月16日、執行部出席のもと、特別委員会を開催いたしました。

進捗状況について。

執行部より、玖珠町総合運動公園整備事業について、平成15年度から平成23年度までの執行状況と平成24年4月と5月の利用状況について説明がありました。

執行状況については、平成23年度末の事業費の総額は24億7,569万6,000円で、内訳といたしまして、補助金（防衛省、国土交通省など）11億5,084万5,000円、総合運動公園建設基金13億1,475万1,000円、町単独費として1,010万円であります。

利用状況は、オープン以来、これまで少年ラグビー中学生交流大会、ラグビー春季交歓会、少年サッカー童話祭大会、高校女子ソフトボール交流試合、大分トリニータ宇佐（U-15）サッカー交流大会などが開催され、町内外の多くの方が利用しています。

また、4月分の施設使用料収入は、陸上競技場6万1,670円、テニスコート3万9,570円、多目的グラウンド5,100円、その他（会議室など）の7,120円で、収入の合計は11万3,460円であります。

今後のスケジュールについて。

執行部より、今後の総合運動公園建設事業計画について説明がありました。

平成24年度の事業について、公園設置助成事業（テニスクラブハウス、植栽、遊戯施設など）、屋外運動場設置助成事業（植栽、防球ネット、本部ダグアウトなど）、社会資本整備総合交付金（野球場建築工事、野球場造成工事など）と社会資本整備総合交付金（関連事業）の国道210号線交差点事業が今年度発注予定であり、事業費の総額は4億979万円であります。

なお、防衛省関係の補助事業は平成24年度で完了し、平成25年度については社会資本整備総合交付金（野球場、園路広場、植栽など）の事業のみとなります。

委員から、安全対策の雷の避雷針は設置されているか、堤防沿いのフェンス、多目的グラウンド横の水路のフェンスの設置はどうなるのか、日中の利用時には熱中症対策はどうするのかなどの質問がありました。

執行部より、避雷針は、建築基準法により、20メートルを超える建築物には設置が義務づけられている。避雷針により落雷を逃れる範囲も角度があり、総合運動公園全体を防護範囲にするには数多くの避雷針が必要となり、設置は厳しい状況である。落雷対策として、テレビなどの気象情報により、雷が予想される場合は利用者に屋内への避難指示を放送する予定にしている。堤防沿いのフェンスは、草刈りなどを行う上で邪魔になり、管理上無理である。多目的グラウンドの横の水路フェンスについては設置する。熱中症対策については、貸し出し用テントを3張準備しており、管理棟内の冷蔵庫に氷を準備しているとの回答がありました。

また、多くの委員から、工事の発注については地元企業を優先的に選定してほしいとの要望がありました。

本委員会としては、総合運動公園建設に関する諸問題を調査検討し、問題解決のため、引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議 長（高田修治君） 総合運動公園調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

---

---

---

---

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

総合運動公園調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号から議案第52号までの10議案につきましては、専決処分の承認案件10件であります。

議会運営委員長より報告がありましたように、議案の性格上、急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第52号までの10議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたすことに決定いたしました。

## 日程第8 質疑・討論・採決

○議長（高田修治君） 日程第8、これより質疑、討論、採決を行います。

議案集1ページです。

議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（その1）玖珠町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案集7ページです。

議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（その2）玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案集 9 ページです。

議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（その3）玖珠町基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページです。

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（その4）平成23年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

別冊の玖珠町一般会計補正予算書（第6号）をお出してください。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正から、8ページ、第2表地方債補正まで質疑ありませんか。8ページまでです。

（な し）

○議長（高田修治君） 次に、10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括歳入から、12ページ、歳出まで質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 次に、13ページ、歳入、1款町税から、22ページ、22款町債最後まで質疑ありませんか。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

18ページの県補助金がありますが、この中で幾つか補助金の種類があるんですけども、ふるさと雇用再生特別交付金とか地域「教育力」向上支援事業とか、いろんな面で、すべての面でこれ減額されてるんですけども、この補正の減額の要因はどういうことでしょうか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

歳入の減額の理由ということでしたので、予算の担当課の総務課のほうで一括したところでお答えさせていただきたいと思います。また、個別事案でご質問であれば、またお答えさせていただきたいというふうに思っております。

全体的には、予算調整、3月の専決につきましては、3月定例会における補正を踏まえて最終的に専決予算を調整いたしましたところであります。ということは、編成的には1月、2月の時点でございますので、3月の最終年度の締めとしての、3月31日が年度の締めでございますので、その事業の確定を待つて県の交付決定なりの調整がまたされますので、それを受けての補正、歳入歳出の専決補正という手続になっております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

県の補助金の事業なんですけれども、減額するという事は、それだけ事業が少なかったんじゃないかな、もうちょっと積極的にこの補助金を取り入れて事業をやってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の取り組み方が23年度は少し少なかったんじゃないかなという気がするんですけれども、どうでしょうか。

○議 長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 総括的な論点でお答えをしたいと思います。

全体的に事業が少なかったのではないかとというご質問の趣旨かと思いますが、これにつきましては、当初を含めてそれぞれ補正の段階で予算計上を行い、事業の確定を待って最終専決ということでございますが、歳入の減額と、あわせて歳出の減額も行われたところでありますので、それぞれ事業担当課においての事業実施に伴う精算処理としての専決補正ということでございますので、事業については、それぞれ事案によって実績に基づく調整ということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

やっぱり事業が増えると、それぞれ皆さん、少ない人数で職員の方は大変と思うんですけれども、県のほうでも事業費が認められている分があれば、やはり全部消化するぐらいの気持ちで積極的にやっていたらんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議 長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番秦です。

22ページの4目の学校給食費納付金であります。

これ、288万2,000円減額となっておりますけれども、これは学校給食費の未納とか、そういう関係と考えるとよろしいのでしょうか。どういう関係でしょうか。

○議 長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） お答えします。

収納の確定がございまして、確かに未納も含まれてきておる、そういう関係でございます。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番秦です。

同じ内容でございますけれども、23年度は一応こういうふうに補正予算で組まれておりますけれども、未納というのはどのくらいあるのでしょうか。学校給食費の未納ですね。

○議長（高田修治君）　すぐわかりますか。

　　穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君）　23年度分で、およそ160万円ほどと今は見込んでおります。まだ額、確定しておりませんので、およそそのぐらいということでございます。

○議長（高田修治君）　ほかに質疑ありませんか。

（な　し）

○議長（高田修治君）　次に、23ページ、歳出、1款議会費から、36ページ、13款諸支出金、第3項基金費最後まで質疑ありませんか。36ページまでです。

　　9番秦　時雄君。

○9番（秦　時雄君）　9番秦です。

　　議会費、1目ですね、これの補正551万8,000円、これはこれでよろしいんですけども、昨年6月1日からでしたかね、議員年金の廃止に伴って、議員の共済会費の町の負担ということで、これが4,000万近くあるんですね。これが、いつまでと、今年の一般会計の当初予算では減ってきていますが、1億幾らですね。これは、何年したら、一応こういった町の負担がなくなるんでしょうか。それともう一つ、この負担については、交付税の措置とか、そういう何らかのものはあるんでしょうか。

○議長（高田修治君）　大蔵議会事務局長。

○議会事務局長（大蔵順一君）　年金支給は、一応50年を見越しておりますので、当分続くという説明を一応は受けております。

○議長（高田修治君）　ほかにありませんか。

（な　し）

○議長（高田修治君）　議案第46号の質疑を終わります。

　　次に、議案集11ページです。

　　議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（その5）平成23年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

　　別冊の玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算書（第2号）をお出してください。

　　歳入歳出一括して質疑を受けます。

　　質疑ありませんか。

（な　し）

○議長（高田修治君）　質疑なしと認めます。

　　議案第47号の質疑を終わります。

　　次に、議案集12ページです。

　　議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（その6）平成23年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

別冊の玖珠町簡易水道特別会計補正予算書（第5号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（その7）平成23年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

別冊の玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算書（第4号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第50号、専決処分の承認を求めることについて（その8）平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

別冊の玖珠町介護保険事業特別会計補正予算書（第5号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（その9）平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

別冊の玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書（第4号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第52号、専決処分の承認を求めることについて（その10）平成23年度玖珠町水道事業会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

別冊の玖珠町水道事業会計補正予算書（第5号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第43号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第44号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第45号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第46号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第47号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第48号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第49号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第50号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第51号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第52号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第43号から議案第52号までの10議案は専決処分の承認を求める案件であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第52号までの10議案につきましては、一括採決することに決定いたしました。

議案第43号から議案第52号までの10議案について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第43号から議案第52号までの10議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

○議 長（高田修治君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

明日12日は議案質疑といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、明日12日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月11日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 河野博文

署名議員 秦時雄